◇┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳◆

**食科協かわら版　No.427　（2024年度No.2）**　 　2024/1/12

食の行政情報ならびに食中毒情報をお伝えする食科協のメールマガジン

食中毒情報は１回限り　行政情報は原則2回の掲載で削除します

新しいものは*NEW*マークがついております　期限設定のある記事は　期限終了まで掲載

**青字をスクロール　Ctrlキーを押しながらクリック　もしくは右クリックでハイパーリンクを開く**

◇┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻◆



**いつかまた　あの賑わいを…**

|  |  |
| --- | --- |
| **目次** | **ページ** |
| 1. [**食科協関係**](#食科協関係)
 | **2** |
| 1. [**厚生労働省関係**](#厚生労働省関係)
 | **2-7** |
| **3**[**食品安全委員会関係**](#食品安全委員会関係) | **8-9** |
| **4**[**農水省関係**](#農水省関係) | **9-16** |
| **5**[**消費者庁関連**](#消費者庁関連)**リコール情報** | **16-17** |
| **6**[**食中毒・感染症**](#食中毒・感染症)**細菌性食中毒→ウイルス性食中毒→寄生虫→自然毒→感染症→違反品の回収→他****各項目発生順で記載　菌種については月により掲載位置が変動しています** | **17-36** |

**１．****[食科協関係](#食科協関係)**

1月05日　 　 ニュースレター245号を発行

1月09日 　　 かわら版ニュース＆トピックス398号を発行

1月12日　 　 かわら版427号を発行・かわら版ニュース＆トピックス399号を発行

**２.****[厚生労働省関係](#厚生労働省関係)**　<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

**★***Link***傍聴・参加が可能な審議会等の会議一覧　ご案内しきれないときもございます**<https://www.mhlw.go.jp/topics/event/open_doors.html>

**★***Link***副反応疑い報告の状況について（とても詳しい資料です）**

**厚生科学審議会 (予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html>

**★***Link***2022年3月31日　国立国際医療研究センター　COVIREGI-JPダッシュボード**

COVID-19 レジストリ研究　“ダッシュボード” 本データの注意点
<https://www.ncgm.go.jp/pressrelease/2021/20220331.html>
ダッシュボード
<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiNGJlMmZmNDctMDk0NC00MjkwLTk0NDgtYmM1MGFkYjNhN2RiIiwidCI6IjZmOGFmOWFkLTU2NDctNGQ2My1hYjIxLWRiODk0NTM3MzJmNyJ9>
NCGM COVID-19 治療フローチャート（中等症以上成人) <https://www.ncgm.go.jp/covid19/pdf/20220322NCGM_COVID-19_Flow_chart_v5.pdf>

**■***NEW***【情報提供】令和６年能登半島地震に伴う外国人被災者に係る取組について　2024/1/10**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000211289_00013.html>

　令和６年能登半島地震に伴う外国人被災者のため、以下のサービスを提供しています。

１.希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス事業

　　 厚生労働省が委託事業により実施する「希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス事業

　(株式会社 BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS)」について、以下のとおり対応しています。

　•取組内容：令和６年能登半島地震に係る災害救助法の適用を受けた４県(石川県・富山県・新　　潟県・福井県)において、外国人被災者に係る本事業の利用について無料　(通話料は利用者負担)とする。

　•利用対象者：令和６年能登半島地震に係る災害救助法の適用を受けた４県(石川県・富山県・新潟県・福井県)における

　　　　　　　・外国人患者の受入れを行う医療機関

　　　　　　　　※事前登録不要

　　　　　　　・被災地において活動する医療従事者

　　　　　　　　※被災外国人に係る医療通訳を必要とする場合

　•対応言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、

　　　　　　 マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、

　　　　　　 イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、

　　　　　　 ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語

　　　　　　 ※通訳が混みあっている場合、お掛け直しのご案内をする場合がありますが、

　　　　　　　 ご理解の程、お願いいたします。

　•期間：2024年１月10日～2024年３月31日

　•電話番号：03-5366-6076(緊急災害支援無料電話通訳)

　　　　　　 ※入電時に医療通訳である旨をお申し出ください。

　　　　 (参考)<https://www.bridge-ms.com/news/announcements/20240101/>

２.外国人向け多言語説明資料(多言語による外国人向け診療申込書等)

　 　医療機関等における外国人患者への円滑な対応を目的とした多言語ツールとして、受付、

　問診、治療、手術、検査等における 52種類の資料を６カ国語(英語・中国語・韓国語・スペ

　イン語・ポルトガル語・ウクライナ語)で作成し、公開しています。

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokusai/setsumei-ml.html>

照会先

厚生労働省医政局総務課　医療国際展開推進室

（代表）03-5253-1111（内線2678）

**■***NEW***「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（イソフェタミド等９品目）の残留基準の改正）及び「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について　2023/12/29**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230309&Mode=0>

　受付開始日時 2023年12月29日0時0分

受付締切日時 2024年1月28日0時0分

**■***NEW***避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）　2022/3/18　事務連絡　佐藤先生からいただいた情報です**

<https://main2-jda-mt.cenfy.com/trends/upload/data/224_1.pdf>

　　平素より、厚生労働行政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、心から御礼申し上げます。また、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の活動等を通じ、大規模災害時の被災者に対する栄養・食生活の支援に係る御支援・御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙１のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

改正後の基本指針第５（３）イにおいて、「国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める」こととされました。

これまでも、貴会には「特殊栄養食品ステーション」の設置等により、アレルギー対応食を含む個別のニーズに応じた食品の提供等に取り組んでいだいているところですが、基本指針の改正に伴い、今後より一層の食物アレルギー疾患を有する方に対する栄養・食生活の支援が行われるよう、地方公共団体の衛生主管部局に対して、別紙２「避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）」（令和４年３月18日付厚生労働省健康局がん・疾病対策課、健康課連名事務連絡）のとおり周知をしております。

貴会におかれましては基本指針の趣旨を御了知のうえ、引き続き被災地での栄養・食生活支援の協力について特段の御配慮を賜るとともに、平時から地方公共団体との連携体制の構築に御協力いただくよう御願いいたします

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課　桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

厚生労働省健康局健康課 栄養指導室　齋藤・佐々木

電話（代表）03-5253-1111(内)2953、2951

**■食品中の放射性物質の調査結果（令和５年２～３月調査分）　2023/12/28**

**～放射線量は基準値の設定根拠である年間線量１ミリシーベルトの0.1％程度～**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000205937_00024.html>

 厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所に委託して、令和５年２月から３月に、全国15地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推定しました。

　調査の結果、食品中の放射性セシウムから、人が１年間に受ける放射線量は、0.0005～0.0010ミリシーベルト／年と推定され、これは現行基準値の設定根拠である年間上限線量１ミリシーベルト／年の0.1％程度であり、極めて小さいことが確かめられました。

　なお、放射性セシウム（Cs-134とCs-137の合計）濃度が0.5Bq/kg以上となった試料については、放射性ストロンチウム（Sr-90）及びプルトニウム（Pu-238、Pu-239＋240）も調査することとしています。

 今回、調査対象となる放射性セシウム濃度が0.5Bq/kg以上の試料はありませんでした。

　 厚生労働省では、今後も継続的に同様の調査を行い、食品の安全性の検証に努めていきます

参考：　東京電力福島第一原発の事故に由来して、食品中の放射性物質から長期的に受ける線量の大半は、放射性セシウムによるものとされています。

資料

　　（別添）　食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果　（令和５年２～３月調査分）

　　　<https://www.mhlw.go.jp/content/11134000/001183461.pdf>

**■危険ドラッグの成分１物質群を新たに指定薬物に指定**

**～指定薬物等を定める省令を公布しました～　2023/12/27**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00053.html>

厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の１物質群を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和６年１月６日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された１物質群は、昨日（12月26日）の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

　なお、これらの物質は海外でも流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。

危険ドラッグについては、事業者の皆様には、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：３年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または500万円以下の罰金）。

※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第166号）

※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

PDF 別紙（PDF）<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/001183861.pdf>

**■ドイツ及びスウェーデンから輸入される牛肉等に関する措置を見直しました　2023/12/27**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37089.html>

　　ドイツ及びスウェーデンから輸入される牛肉等について、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、ドイツ政府及びスウェーデン政府とそれぞれ協議等を行った結果、本日、輸入にかかる措置を見直すこととしました。

経緯

　ＢＳＥ発生国（食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域を除く。）から輸入される牛肉、牛内臓及びこれらを原材料とする牛肉加工品については、平成13年２月から輸入手続を停止しているところです。

ドイツから輸入される牛肉等については、令和５年11月に食品安全委員会から通知された食品健康影響評価結果を踏まえ、ドイツ政府との協議及び関連施設の現地調査等を実施し、今般、ドイツから輸入される牛肉等の輸入手続を再開することとしました。

また、スウェーデンから輸入される牛肉等については、輸入条件を設定し30か月齢以下の牛肉等に限り、平成28年２月26日から輸入を再開しているところです。

令和５年11月に食品安全委員会から通知された食品健康影響評価の結果を踏まえ、スウェーデン政府との協議及び対日輸出認定施設の現地調査等を実施し、今般、スウェーデンから輸入される牛肉等の輸入条件を見直すこととしました。

輸入条件

輸入が認められない部位の範囲は、全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から２メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱とする。

　注）上記の条件については、アイルランド、カナダ、米国、フランス、デンマーク、フィンランド、スペイン、オーストリアと同様のものです。

**■今冬の食品衛生一斉監視実施結果（中間報告）　2023/12/26　東京都**

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/12/26/01.html>

**■WHO、アルコールと砂糖入り甘味飲料への増税を各国に要請**

**2023/12/26 　ESG,　 佐藤先生からいただいた情報です**

<https://esgjournaljapan.com/world-news/34963>

12月5日、世界保健機関（WHO）は、アルコールや砂糖入り甘味飲料（SSB）などの不健康な製品への課税率が世界的に低いことを示す新たなデータを発表した。すべての砂糖入り甘味飲料とアルコール飲料に物品税を適用すべきであると勧告。WHOはまた、各国を支援するため、アルコール税の政策と運営に関する技術マニュアルも発表している。

世界では、毎年260万人が飲酒により死亡し、800万人以上が不健康な食事により死亡している。

108カ国が何らかの砂糖入り甘味飲料に課税しているが、世界平均では、特定の消費者製品に指定された税である物品税は、炭酸飲料の価格のわずか6.6％にすぎない。また、少なくとも148カ国が国レベルでアルコール飲料に物品税を適用しているが、ワインは少なくとも22カ国で物品税が免除されており、そのほとんどはヨーロッパ地域である。

2017年の調査によると、アルコール価格を50％引き上げる税金は、50年間で2,100万人以上の死亡を回避し、約17兆米ドルの追加収入をもたらすという。これは、世界最大の経済大国のうち8カ国の1年間の総政府収入に相当する。

WHOとブルームバーグ・フィランソロピーが共同で実施した最近のギャラップ世論調査では、すべての国の調査対象者の大多数が、アルコールや砂糖入り甘味飲料のような不健康な製品への増税を支持していることが明らかとなっている。

【参照ページ】

（原文）WHO calls on countries to increase taxes on alcohol and sugary sweetened beverages

　<https://www.who.int/news/item/05-12-2023-who-calls-on-countries-to-increase-taxes-on-alcohol-and-sugary-sweetened-beverages>

（日本語参考訳）WHO、アルコールと砂糖入り甘味飲料への増税を各国に要請

　<https://www.who.int/news/item/05-12-2023-who-calls-on-countries-to-increase-taxes-on-alcohol-and-sugary-sweetened-beverages>

**■⾷品ロス削減⽬標達成に向けた施策パッケージ概要　2023/12/22**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231222_010.pdf>

**■***NEW***食品中の放射性物質の検査結果について（１３７４報）　2024/1/11**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37115.html>

**■食品中の放射性物質の検査結果について（１３７３報）　2023/12/26**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36933.html>

**■***NEW***食品安全情報（微生物）No.1 2024（2024.01.10）2024/1/10**

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202401m.pdf>

**目次**

**【米国疾病予防管理センター（US CDC）】**

1. 葉物野菜に関連して複数州にわたり発生したリステリア（Listeria monocytogenes）感染アウトブレイク（2023 年 6 月 13 日付最終更新）

**【カナダ公衆衛生局（PHAC）】**

1. 公衆衛生通知：Malichita ブランドおよび Rudy ブランドのカンタロープメロンに関連して発生しているサルモネラ（*Salmonella* Soahanina、*S.* Sundsvall および *S.* Oranienburg）感染アウトブレイク（2023 年 12 月 22 日付更新情報）

**【欧州疾病予防管理センター（ECDC）】**

1. リステリア症 － 2021 年次疫学報告書

**【欧州委員会健康・食品安全総局（EC DG-SANTE）】**

1. 食品および飼料に関する早期警告システム（RASFF：Rapid Alert System for Food and Feed）

**【欧州食品安全機関（EFSA）】**

1. 「EC 委任規則（Commission Delegated Regulation）（EU）2018/772」に則して 2023年に提出されたエキノコックス（*Echinococcus multilocularis*、多包条虫）サーベイランス報告書の年次評価

**【英国食品基準庁（UK FSA）】**

1. そのまま喫食可能な（ready-to-eat）燻製魚製品のリステリア汚染に関するリスク評価を受けて英国食品基準庁（UK FSA）およびスコットランド食品基準庁（FSS）が高リスク集団向け助言を更新

**【ProMED-mail】**

1. コレラ、下痢、赤痢最新情報（31）（30）

**■***NEW***食品安全情報（化学物質）No.1 2024（2024.01.10）　2024/1/10**

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202401c.pdf>

**＜注目記事＞**

**【BfR】コエンザイム Q10：健康リスクについて何がわかっていて、何がわかっていないのか？**

コエンザイム Q10（ユビキノン-10）は、体細胞のエネルギー代謝を担うミトコンドリアの重要な成分であり、電子伝達系に関与している。ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）は、コエンザイム Q10 の摂取に関する Q&A を発表した。BfR によると、コエンザイム Q10 は、健康な体の体内で十分な量が生成されるため、食品からの供給が必要な必須栄養素ではない。多様でバランスのとれた食事を摂っている健康な人では、コエンザイム Q10 の十分な供給が保証されている。

**＊ポイント：** BfR の Q&A には、過剰摂取による健康リスクについても紹介しています。現時点の限られた情報によると、いくつかの研究において、1 日にコエンザイム Q10を追加で最大 300 mg を摂取することにより、主に消化器症状の有害影響が観察されていることなどを報告しています。日本国内でもコエンザイム Q10 を含むさまざまな製品が販売されています。多様でバランスのとれた食事をしていれば十分に足りているとのことですので、不要な追加の摂取はしないように注意しましょう。

**【FDA】高濃度の鉛の調査：シナモンアップルソースパウチ（2023 年 11 月）**

**【CDC】シナモンアップルソースパウチ製品に関連した鉛中毒の発生**

米国食品医薬品局（FDA）によるリコール製品及び Austrofoods 社の施設で採取されたシナモンの検査で、クロムが検出された。リコール製品を食べた人、特に血中鉛濃度が高かった人は、クロムに暴露された可能性がある。クロムは天然に存在する元素であり、一般的な形態は、3 価クロム（III）と 6 価クロム（VI）である。3 価クロムは必須栄養素と考えられており、通常の食事や一部のダイエタリーサプリメントに含まれている。6 価クロムは、動物試験や職業的な長期の吸入又は経皮暴露による有害影響が報告されている。しかし 6 価クロムに汚染された食品を食べた場合の健康への影響はよく分かっていない。

また、米国疾病予防管理センター（CDC）によると、2023 年 12 月 29 日時点で、37 の州から計 287 件の被害症例（うち確定例 80 件）の報告を受け取っているとのこと。

**＊ポイント：** 昨年末から継続している米国のニュースです。前号までは「鉛」による汚染のみが問題でしたが、新たに「クロム」の汚染が確認されました。FDA のプレスリリースからは、製品サンプル中の鉛とクロムの比率をもとにクロム酸鉛（PbCrO4）の関与を疑っている様子がうかがえますが、決定的ではないようです。

**【MFDS】このような海外直輸入食品の購入に注意してください！**

食品医薬品安全処は、海外で大麻類似成分である「HHCH」と「HHCP」が原料として使用されたゼリー・チョコレート製品が流通するという有害情報に基づき、 海外直輸入食品に使用される懸念のある該当成分を国内搬入阻止対象原料・成分に指定・公告すると発表した。

**3.****[食品安全委員会関係](#食品安全委員会関係)**　<https://www.fsc.go.jp/>

**■***NEW***食品安全委員会（第925回）の開催について　2024/1/11**

標記会合を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本会合については、傍聴者を入れずに開催いたしますが、本会合の様子については、下記４のとおり、web上で動画配信することといたしました。

議事録につきましては、後日、食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>） に掲載いたします。大変御迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

１．開催日時：令和6年1月16日（火）　１４：００〜

２．開催場所：食品安全委員会 大会議室　（港区赤坂５−２−２０ 赤坂パークビル２２階)

３． 議事

　（１）農薬第三専門調査会における審議結果について

　　 ・「フェンプロピジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

　　　・農薬「イミシアホス」に係る食品健康影響評価について

　　　・農薬「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」に係る食品健康影響評価について

　　　・動物用医薬品「フェノキシエタノールを有効成分とするすずき目魚類の薬浴剤（バイオネンネ）」に係る食品健康影響評価について

　　　・遺伝子組換え食品等「Raα3114株を利用して生産されたプロテアーゼ」に係る食品健康影響評価について

（３）「食品安全委員会における調査審議方法等について」の一部改正について

（４）その他

４．動画視聴について

：本会合については、その様子を動画配信するとともに、会場での傍聴も受け付けます。動画の視聴又は会場での傍聴を希望される方は、1月15日（月）12時までに、内閣府共通意見等登録システム(<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1404.html>　にて申し込みいただきますようお願いいたします。

　動画の視聴をお申し込みいただいた方には、御登録いただいたメールアドレス宛てに視聴に必要なURLを、1月16日（火）12時までに御連絡いたします。

　　なお、会場での傍聴席は限りがありますので、傍聴を希望される方が多数の場合には原則として先着順とさせていただき、傍聴可能な方には1月15日（月）18時までに御登録いただいたメールアドレス宛てにご連絡いたしますので、受付時間（13：30〜13：50）までに会議室入口で受付をお済ませください。受付時間終了後は入場出来ませんので、ご了承ください。会場で傍聴できない方については、動画視聴に必要なＵＲＬをご送付させていただきます。

　　また、当日の配布資料につきましては、会議開催前までに食品安全委員会のウェブサイト（　<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>　）に掲載予定ですので、必要に応じて参照いただきながら、ご覧ください。

※動画視聴時の録画及び録音、画面撮影はご遠慮ください。

<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai804.html>

<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/> 　**←発表がない場合はこちらからご確認ください**

**会議の結果は下記から確認できます**

**★***Link***食品安全委員会　開催実績リンク　開催日時、配付資料、議事録等**

　<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>

　<https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_hisiryou_muramidase_030512.html>

**■***NEW***食品安全関係情報更新（令和5年11月17日から令和5年12月6日）2023/12/28**

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2023&from_month=11&from_day=17&to=struct&to_year=2023&to_month=12&to_day=8&max=100>

**４．****農水省関係**<https://www.maff.go.jp/>

**★***Link***ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業事業者向け相談窓口**

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/sodan.html>

**■***NEW***岐阜県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内6例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2024/1/10**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/240110_3.html>

　　岐阜県山県市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内6例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）岐阜県山県市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内6例目、1月5日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

**■***NEW***群馬県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内5例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2024/1/10**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/240110.html>

　　群馬県高山村で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内5例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）群馬県高山村の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内5例目、1月1日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

**■***NEW***香港向け家きん由来製品の輸出再開について（佐賀県）　2024/1/9**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/240109.html>

　本日より、佐賀県からの香港向けの家きん由来製品の輸出が再開されましたのでお知らせします。

概要

令和5年11月25日に高病原性鳥インフルエンザの今シーズン国内一例目が佐賀県で確認されて以降、輸出相手国・地域との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港シンガポール、米国、ベトナム、マカオ当局からは、非発生県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

これまで、発生県からの輸出再開について協議を行ってきたところ、今般、香港当局との間で高病原性鳥インフルエンザに関する清浄性が認められた佐賀県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所において香港向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

なお、今回の協議により、香港向け輸出については、防疫措置完了から28日が経過した日（令和5年12月27日）に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が認められたため、「同日以降に生産・処理された家きん由来製品」について、輸出検疫証明書の交付が可能です。

引き続き、他の輸出先国・地域との協議を行ってまいります。

　＜2023年1-11月の輸出額＞

鶏肉の総輸出額：23億円（うち、香港：20億円）

鶏卵の総輸出額：64億円（うち、香港：61億円）

出典：財務省「貿易統計」

＜これまでの経過＞

令和5年11月25日：佐賀県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（佐賀県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和5年12月27日：佐賀県が、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄エリアとなる

令和5年12月28日：佐賀県からの、米国、ベトナム及びマカオ向け家きん由来製品の輸出が再開

＜再度清浄エリアとなったため、輸出再開について香港と協議を行っている県＞

茨城県、埼玉県、鹿児島県

参考

各国の家きん由来製品の輸出停止状況については、以下のページよりご確認いただけます。

URL： <https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html>

**■令和6年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について　2024/1/3**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/240103.html>

　　農林水産省は、消費者庁及び厚生労働省と連名で、災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用する旨を本日、関係機関に通知しました。

なお、特にアレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象となります。

概要

食品表示法においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準が定められているところです。

一方で、令和6年能登半島地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっています。このことを踏まえ、本日、農林水産省、消費者庁及び厚生労働省は、災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用する等の旨を以下の添付資料のとおり、関係機関に通知しました。

＜添付資料＞

令和6年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/pdf/20240103hyoji.pdf>

**■令和6年能登半島地震に関する情報　2024/1/3**

　<https://www.maff.go.jp/j/saigai/r6notojishin.html>

**農林水産関係の通知**

**消費・安全局**

**・令和6年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について**

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-11.pdf>

**経営局**

**・令和6年能登半島地震に伴う災害に対する金融上の措置について(令和6年1月2日)**

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-3.pdf>

**・令和6年能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）(令和6年1月3日)**

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-4.pdf>

**水産庁**

**・令和6年能登半島地震による災害に対する金融上の措置について(令和6年1月3日)**

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-5.pdf>

**・令和6年能登半島地震による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について（依頼）(令和6年1月3日)**

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-6.pdf>

**・令和6年能登半島地震による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）(令和6年1月3日)**

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-7.pdf>

**令和6年能登半島地震に関する相談窓口について**

**農林水産省は、令和6年能登半島地震被害に係る農林水産業の相談窓口を設置しました。**

**お困りの方は相談窓口にご相談ください。**

**農業全般：北陸農政局総合相談窓口**

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/guide/soudan/nouseisoudan.html>

**林業関係：林野庁相談窓口**

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/joho/06saigainoto.html>

**水産業関係：準備中**

**お問合せ先**

**大臣官房地方課災害総合対策室　担当者：川島、関川**

**代表：03-3502-8111（内線5133）　ダイヤルイン：03-6744-2142**

**■令和6年能登半島地震に係る相談窓口の設置について　2024/1/3　林野庁**

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/joho/06saigainoto.html>

**林業・木材産業・特用林産事業者等の皆様へ**

**地震災害の影響を受けた事業者等を支援するための相談窓口を設置いたします。**

**「令和６年能登半島地震に係る相談窓口」**

 **場所林野庁 林政部 林政課 総務班**

 **連絡先03－6744－1777**

 **※対応時間（平日9：00～17：00）**

**お問合せ先**

**林政部林政課　担当者：総務班　ダイヤルイン：03-6744-1777**

**■岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について　2024/1/5**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/240105.html>

　　本日（1月5日（金曜日））、岐阜県山県市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内6例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：岐阜県山県市

飼養状況：約5万羽（肉用鶏）

2.経緯

（1）昨日（1月4日（木曜日））、岐阜県は、同県山県市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（3）本日（1月5日（金曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

**■群馬県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について　2024/1/1**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/240101.html>

　　本日（1月1日（月曜日））、群馬県高山村の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内5例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：群馬県高山村

飼養状況：約36万羽（採卵鶏）

2.経緯

（1）昨日（12月31日（日曜日））、群馬県は、同県高山村の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（3）本日（1月1日（月曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

**■米国、ベトナム及びマカオ向け家きん由来製品の輸出再開について（佐賀県）　2023/12/28**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/231228.html>

　　本日より、佐賀県からの米国、ベトナム及びマカオ向けの家きん由来製品の輸出が再開されましたのでお知らせします。

概要

令和5年11月25日に高病原性鳥インフルエンザの今シーズン国内一例目が佐賀県で確認されて以降、輸出相手国・地域との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港、シンガポール、米国、ベトナム、マカオ当局からは、非発生県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

これまで、発生県からの輸出再開について協議を行ってきたところ、今般、米国、ベトナム及びマカオ当局との間で、高病原性鳥インフルエンザに関する清浄性が認められた佐賀県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所において米国、ベトナム及びマカオ向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

なお、今回の協議により、米国、ベトナム及びマカオ向け輸出については、防疫措置完了から28日が経過した日に遡って、その日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が認められたため、「12月27日以降に生産・処理された家きん由来製品」について、輸出検疫証明書の交付が可能です。

引き続き、他の輸出先国・地域との協議を行ってまいります。

＜2023年1-10月の輸出額＞

鶏肉の総輸出額：21億円

（うち、ベトナム：2500万円、マカオ：870万円、米国：0万円）

鶏卵の総輸出額：57億円

（うち、米国：2000万円、ベトナム：1600万円、マカオ：0万円）

出典：財務省「貿易統計」

＜これまでの経過＞

令和5年11月25日：佐賀県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（佐賀県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和5年12月27日：佐賀県が、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄エリアとなる

＜その他の発生県が再度清浄エリアとなる日＞

令和5年12月29日：茨城県

令和5年12月31日：埼玉県

令和6年1月2日：鹿児島県

仮に上記日付を迎える前に新規発生が確認された場合には、当該発生における防疫措置が完了した日から28日経過した日となります。

参考

各国の家きん由来製品の輸出停止状況については、以下のページよりご確認いただけます。

URL： <https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html>

**■令和4年の農用地区域内の農地面積について　2023/10/26**

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/noukei/231226.html>

**■「食から日本を考える。NIPPON FOOD SHIFT FES.大阪」を開催！　2023/12/26**

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/231226.html>

　～「大阪から、ニッポンフードシフト。」～

農林水産省は、食と農のつながりの深化に着目した国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」を展開しています。

1月13日(土曜日)・14日(日曜日)の2日間、グランフロント大阪(北館1階ナレッジプラザ、無印良品イベントスペース他)において、農林漁業者・食品事業者及び消費者が、日本の食や農をめぐる事情や課題、目指す未来について、ともに考えるきっかけとするイベント「食から日本を考える。NIPPON FOOD SHIFT FES.大阪」を開催します。

　1.開催趣旨

我が国では食の外部化・簡便化が進むなかで、食と農との距離が遠のき、農業や農村を身近に感じることが少なくなってきています。

農林水産省は、日本の食と農を取り巻く課題を身近なものとして考えてもらうために、消費者と生産者や事業者とが出会い、交わることで、食への新たな気づきや発見を促し、意識や行動を変えていくためのきっかけづくりを目指しています。

この度、グランフロント大阪(北館1階ナレッジプラザ、無印良品イベントスペース他)において、日本の食や農が抱える課題や目指す未来について、ともに考えるきっかけとするイベント「NIPPON FOOD SHIFT FES.大阪」を開催します。

2.開催日及び場所

開催日程：令和6年1月13日(土曜日) 11時から18時まで

 　　 14日(日曜日) 11時から17時まで

開催場所：グランフロント大阪 北館（大阪府大阪市北区大深町3-1）

 　　1階 ナレッジプラザ／2-4階 無印良品 店舗エリア

3.主なイベント内容

Z世代等による「食」についてのトークセッション、農家エッセイ・コミックのパネル展示日本全国の生産者たちがつくる農産物を扱ったマルシェやキッチンカーの出店等、多彩な展示や催しを行います。

【ステージプログラム】

・餃子の王様と呼ばれるパラダイス山元氏と大阪屈指のスパイスカレー店の堕天使かっきー氏が、餃子とカレーが融合した100％国産のオリジナルメニューの実演・試食を行い、熱く語り合うオープニングセッション

・「食」が「交わる」と書いて「餃子」。餃子を囲んで、日本の食について考える餃子会議の一環として、パラダイス山元氏が地域の特産を使った餃子の食べ方について紹介するトークショー

 　 (参考)

 　　ニッポンフードシフト「餃子から日本を考える」ウェブサイト

 　　餃子から日本を考える。NIPPON FOOD SHIFT

　　　<https://nippon-food-shift.maff.go.jp/gyoza/>

・デザインを学ぶZ 世代の学生が「食料安全保障や適正な価格形成」について学び、「食によりそう、理想の未来をよそう」をテーマに実施するプレゼンテーションや、デザインを学ぶ学生と農業を学ぶ学生が、それぞれの視点から食の課題と解決アイデアを考えるコラボトークセッション

・生産者や事業者の皆さんを交えた食と農の新しい魅力について掘り下げるトークセッション

 　　ほか、推進パートナー企業の活動紹介等、様々なトークセッションを実施します。

【展示とマルシェ】

マンガ家になる前に北海道で実家の酪農・畑作業に従事していた荒川弘先生のパワフルエピソード満載の農家エッセイコミック『百姓貴族』（新書館・隔月刊ウィングス連載中）と東京農業大学、農林水産省がコラボしたパネル展示を行います。

　【ニッポンフードシフト、農林水産省 近畿農政局の活動紹介】

ニッポンフードシフトでは、食や農の現状を考えるためのきっかけづくりを目指して、官民協働によりコンテンツの提供やイベント等を展開しています。本ブースでは、身近な食を通して日本の食料事情を分かりやすく解説した動画「餃子から日本を考える。」「カレーから日本を考える。」等を上映します。また、農林水産省 近畿農政局での取組について紹介します。

詳細は別添資料、または12月26日(火曜日)13時に公開のニッポンフードシフト公式サイト「NIPPON FOOD SHIFT FES.大阪」をご覧ください。

NIPPON FOOD SHIFT FES.大阪

<https://nippon-food-shift.maff.go.jp/fes/osaka20240113/>



**4.添付資料**

**報道発表資料**

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/attach/pdf/231226-7.pdf>

**NIPPON FOOD SHIFT FES.大阪 詳細資料**

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/attach/pdf/231226-8.pdf>

**■チリからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について　2023/12/26**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/231226.html>

　　農林水産省は、今般、チリにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、チリからの家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

1.経緯

チリの家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和5年3月以降、同国からの家きん肉等について輸入を一時停止していました。

（参考）生きた家きんについては、二国間の輸入条件が設定されておらず、従前より輸入できません。

2.対応

今般、チリ家畜衛生当局から我が国に提供された鳥インフルエンザの防疫措置等の情報により、同国の家きんにおける同病の清浄性を確認しました。このため、本日付で当該一時輸入停止措置（※）を解除しました。

　　これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■鹿児島県出水市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内4例目）に係る移動制限の解除について　2023/12/26**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/231226_3.html>

　　鹿児島県は、同県出水市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内4例目）に関し、発生施設から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和5年12月26日（火曜日）午前0時（12月25日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）鹿児島県は、令和5年12月3日に同県出水市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内4例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生施設の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生施設の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）鹿児島県は、令和5年12月20日に発生施設の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、鹿児島県は、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和5年12月4日の翌日から起算して21日が経過する令和5年12月26日（火曜日）午前0時（12月25日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**3.参考**

**鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/231203.html>

**鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内4例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/231205.html>

**５.****[消費者庁関連](#消費者庁関連)**<https://www.caa.go.jp/>

**「消費者庁」になりすましたTwitter、Facebookアカウントにご注意ください。**

**■***NEW***新井消費者庁長官記者会見要旨**

**(2023年12月21日(木) 14:00～14:15 於:中央合同庁舎第4号館6階消費者庁記者会見室/オンライン開催)　2024/1/5**

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/035945.html>

**■令和6年能登半島地震関連情報　消費者庁からの情報　2024/1/3**

　[https://www.caa.go.jp/disaster/#notice\_caa202401](https://www.caa.go.jp/disaster/%23notice_caa202401)

　災害に便乗した悪質商法に注意! (2024年1月3日再掲)

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_200805_02.pdf>

震災に関する義援金(ぎえんきん)詐欺に御注意ください

<https://www.caa.go.jp/disaster/caution_001>

**過去の震災時には、福祉団体や公的機関などを名乗り、義援金をだまし取ろうとする義援金詐欺と疑われる事例の情報が寄せられています。**

**募っている団体等の活動状況や使途をよく確認し、納得した上で義援金を寄付しましょう。**

**1.過去に寄せられた事例・手口**

**・災害の際の義援金をお願いしたいと訪問された。**

**・「○○市役所からです。義援金を募っています。あとから市の職員が訪問します。」と電話があった。**

**・「災害救済のために名産品を代引配達で送るので協力してほしい」と電話があった。**

**・災害復興支援団体を名乗り「震災で苦しんでいる人に義援金をお願いします」とのメールが届いた。**

**・災害の募金をしたら投資のツールを提供するという募金に応募したが全く儲からない。**

**2.消費者へのアドバイス**

**・公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることは考えられません。当該公的機関に確認しましょう。**

**・募っている団体等の活動状況や使途をよく確認し、納得した上で義援金を寄付しましょう。**

**・口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。**

**・不審に思ったとき、被害に遭ったときは、各地の消費生活センター等(消費者ホットライン「188」番)に御相談ください。**

**■食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ(2023年12月22日)**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/#c03>

　<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231222_010.pdf>

**消費者庁リコール情報サイト**<https://www.recall.caa.go.jp/>

**（回収中か否かに関わらず、だいたい一回の掲載で消去します）**

**★大徳食品「たらこときのこのスパゲティ」 - 返金／回収　アレルゲン「鶏肉」の表示欠落　2024/1/11**

**★芝田商店「紀州南高梅 はちみつ梅 わけあり」 - 返金／回収　産膜酵母による商品の発酵のおそれ　2024/1/11**

**★佐藤水産「サーモンマリネ、にしんさわやかマリネ」 - 交換／回収　保存方法の表示欠落（本来の保存方法：要冷凍（-18℃以下））　2024/1/11**

**★山下館「冷やすとプリン　チョコキャラメル」 - 交換／回収　アレルゲン「大豆成分」の表示欠落　2024/1/10**

**★片山商店「京と麹　白みそ（雪）」 - 返金／回収　紙蓋の上部にカビが発生したため　2024/1/10**

**★神戸物産「冷凍　鶏もも肉唐揚げ」 - 返金／回収　一括表示に記載のない着色料（赤色102号）が検出されたため　2024/1/9**

**★味の浜藤「わかさぎ、串物セット」 - 返金／回収　カビによる汚染　2024/1/9**

**★オギノ「生食用北海酢だこ・着色ブロック」 - 返金／回収　消費期限の誤表示（誤：賞味期限2024年1月24日、正：消費期限2024年1月1日）　2024/1/5**

**★高知県農業協同組合「高知県産にら」 - 回収　農薬成分の「プロシミドン」が0.02ppm（残留農薬基準値は0.01ppm）検出されたため　2024/1/5**

**★福井商事「天津甘栗」 - 返金／回収　原産国表示の欠落　2024/1/5**

**★JR東日本クロスステーション「新潟県十日町産かぼちゃ　くりゆたかパウンドケーキ」 - 返金／回収　包装資材のピンホールによるカビ発生のおそれ　2024/1/5**

**★名古屋食糧「飛騨高山こだわり生のし餅、飛騨高山こだわり生のし餅（よもぎ）」 - 返金／回収　消費期限の表示欠落（本来の消費期限：24.1.3）　2024/1/5**

**★ジェイアール東海高島屋（フードメゾン岡崎）「竹の子水煮」 - 返金／回収　消費期限の誤表示（誤：24.12.31、正：23.12.31）　2024/1/5**

**★生友商事「小麻花（黒糖味）（ゴマ味、塩コショウ味、かに風味）」 - 回収命令　TBHQが含まれているおそれがあるため　2024/1/5**

**６.** **[食中毒・感染症](#食中毒・感染症)**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8068a715873c6ec58e1b8a24b767bfef42745261>

**■：行政発表が見つからなかったもの**

**★細菌性食中毒★**

**■真庭のホテルで99人が食中毒 10日から9日間の営業停止に**

**01月10日　18時15分　岡山 NEWS WEB　岡山県真庭市**

**調査中**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/okayama/20240110/4020019105.html>

**「湯原国際観光ホテル菊之湯」で10代～70代の99人が下痢や嘔吐など食中毒症状訴える【岡山】1/10(水) 17:32配信****RSK山陽放送　岡山県真庭市**

**調査中**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/da4c08c318ffd9d7fc81b11766bf3ac97ba66a38>

**食中毒が発生しました　2024/1/10　岡山県真庭市**

**調査中**

<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/360824.pdf>

事件の概要

令和６年１月８日（月）午前９時頃、旅行業者から真庭保健所へ「旅行を手配した団体が、１月５日（金）から１月７日（日）にかけて真庭市内で食事、宿泊したところ、22 名が嘔吐等の症状を呈している。」旨の通報があった。

同保健所が調査した結果、真庭市内のホテルに１月５日（金）から８日（月）にかけて宿泊し、食事をした 35 グループ 132 名のうち、30 グループ 99名が、発熱、下痢、嘔吐等の症状を呈していることが判明した。

同保健所は、患者の共通食が同ホテルの食事のみであること等から、同ホテルで提供された食事を原因とする食中毒と断定し、同ホテルの飲食部門を食品衛生法に基づき営業停止処分とした。

なお、患者の容態は快方に向かっている。

喫食者数　132 名（男性 84 名、女性 48 名） 年齢 10 歳代～70 歳代

患 者 数　99 名（男性 63 名、女性 36 名） 年齢 10 歳代～70 歳代

入院者数 ０ 名

患者発症年月日　令和６年１月６日（土）午後４時頃 年齢 10 歳代 男性

患者の症状　腹痛、下痢、嘔吐、吐き気等

原因（と推定される）食品の調製者

施設名：湯原国際観光ホテル菊之湯

岡山県真庭市

業 種：飲食店営業

献 立

【夕食】刺身（サーモン、イカ等）、鍋（牛肉、豚肉、白菜、ねぎ、うどん等）、揚げ物（豚、鶏、エビ）、ポテトサラダ、酢の物、デザート（ババロア） 等

【朝食】焼鮭、豆腐、卵焼き、サラダ、和え物、味噌汁、ヨーグルト 等

検査物等 施設内ふきとり ６件 （検査場所）備前保健所、環境保健センター

患 者 便 11 件 （検査場所）患者住所を所管する自治体

従事者 便 ２件 （検査場所）環境保健センター

保 存 食 69 件 （検査場所）備前保健所

原因食品 調査中

病因物質 調査中

行政措置 営業停止処分（令和６年１月 10 日（水）から１月 18 日（木）まで９日間）

参考事項

１ 昨年（１月～12 月）１年間の発生状況

 　　　10 件 149 名 （うち死者 ０名）

２ 今年（１月から今回までの事件を含む）の発生状況

１件 99 名 （うち死者 ０名）

 　　　【うち岡山市 ０件 ０ 名 （うち死者 ０名）】

 　　　【うち倉敷市 ０件 ０ 名 （うち死者 ０名）】

**■老舗高級ホテルのディナービュッフェで“食中毒”、17人が下痢や腹痛～保健所は2日間の営業停止処分を決定　1/10(水) 14:25配信　RKB毎日放送　福岡県福岡市**

**ウエルシュ菌**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0ffb990bc3f4f2f2d75f1172210b020d2426b200>

**食中毒の発生に関するお知らせ（おわび）　2024/1/10　株式会社西鉄ホテルズ**

<https://nnr-h.com/grandhotel/news/124/>

**■商業施設の従業員55人が食中毒に　従業員用にカレー弁当を調理販売した飲食店を営業禁止処分　1/8(月) 16:13配信　CBCテレビ****三重県東員町**

**ウエルシュ菌**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/adda6ef3f26a2b9d3afc71d29a3f80d4814bc0fb>

**令和６年食中毒発生状況　2024/1/1****三重県東員町**

**ウエルシュ菌**<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001115054.pdf>

　発病年月日　2024/1/1

　原因施設所在地　員弁郡

　種　別　飲食店　（一般食堂・レストラン等）

　摂取場所　同上

　摂食者数　191

　患者数　55

　原因食品　調査中

　病因物質　ウエルシュ菌

　**令和６年１月８日発表分　2024/1/8　三重県東員町**

**ウエルシュ菌**

　<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70294044702.htm>

　１　概要

　　　令和６年１月３日（水）１７時頃、員弁郡内の商業施設職員から桑名保健所へ、１月１日（月・祝）に昼食用として当該商業施設従業員向けに調理・販売された弁当を喫食した複数名が腹痛、下痢等の食中毒様症状を呈している旨の連絡がありました。

　　　桑名保健所が調査したところ、１月１日（月・祝）に員弁郡内の飲食店が調理した弁当を喫食した５０８名中、調査のできた１９１名中５５名が同様の症状を呈していることが判明しました。

　　　同保健所は、複数の有症者の検便からウエルシュ菌が検出されたこと、有症者に共通する食事が他にないことから、当該飲食店が調理した弁当が原因の食中毒と断定し、本日付で営業禁止処分としました。

　　なお、有症者は全員快方に向かっています。

２　発病状況

１）喫食者　１９１名中　　有症者数　５５名（入院患者　０名）

２）有症者の年齢構成　　注：（　）は入院で再掲

　　

　　３）有症者　　　最低年齢（１８歳、女）最高年齢（５５歳、女）

４）主な症状　　下痢（２～３０回）、腹痛、吐き気

５）発病日時　　令和６年１月１日（月・祝）１４時３０分～１月４日（木）２１時

３　原因施設

　　　所在地　員弁郡東員町

　　　屋　号　スパイス王国（すぱいすおうこく）

　　　業　種　飲食店営業（業態：一般食堂、レストラン等）

４　原因食事

１）令和６年１月１日（月・祝）昼食

２）原因物質　　　ウエルシュ菌

３）主なメニュー　カレー弁当（チキンカレー、ライス）※原因食品は、調査中です。

（参考）　※令和６年１月８日（月・祝）現在の三重県における食中毒発生状況（本件を含む）

 

**■【集団食中毒】特養ホーム2か所の計17人が発症　給食提供施設に「調理禁止処分」 広島・坂町　2024年1月6日(土) 20:32　中国放送****広島県坂町**

**サルモネラ菌**

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/928454?display=1>

**食中毒の発生について　2024/1/6　広島県坂町**

**サルモネラ菌**

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/560094.pdf>

　１ 概 要

 　　令和６年１月４日(木)午後１時頃、安芸郡坂町の特別養護老人ホームから西部保健所広島支所に「１月２日(火)から３日(水)にかけて発熱、下痢の症状を呈した入所者が複数名いる」旨の連絡があった。

 　　調査の結果、当該施設の入所者11名及び同じ給食を喫食している別の特別養護老人ホームの入所者６名が食中毒様の症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食は給食に限られていること、有症者検便よりサルモネラ属菌が検出されたこと、診察した医師から食中毒患者届が提出されたことから、給食を原因とする食中毒と判断し、本日午後４時15分にこれらの施設へ給食を提供した施設に対して、調理業務の禁止処分を行った。

なお、当該給食施設は１月５日(金)夕食から調理業務を自粛している。

２ 発生日時　令和６年１月２日（火）午前４時40分（最初の患者の発症日時）

３ 有症者数等　特別養護老人ホームＡ 11名、特別養護老人ホームＢ ６名（合計 17名）

 （男１名、女16名）、（60歳代～100歳代）うち受診者 13名（重症者なし）

４ 主 症 状　下痢、発熱

５ 原因施設

（１）名 称 広島県済生会福祉総合センター

（２）業 種 集団給食施設

（３）所 在 地 安芸郡坂町

（４）提供食数 １回130 食程度

６ 原因食品　調査中

７ 病 因 物 質　サルモネラ属菌

８ 西部保健所広島支所の対応

（１）有症者等の喫食状況及び健康状況調査

（２）給食施設への立入調査

（３）調理業務の自粛要請（１月５日午後５時）

（４）検体（調理従事者便、検食、施設の拭取り）の採取及び検査

（５）調理業務の禁止処分(１月６日午後４時15 分)

**■高知市 飲食店で６人が食中毒 ３日間の営業停止処分**

**01月09日　19時17分　高知 NEWS WEB　高知県高知市**

**カンピロバクター**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/kochi/20240109/8010019565.html>

**■客3人が食中毒…焼き鳥のねぎま、ぼんじり、鶏レバー食べて　飲食店を営業停止に　全員から検出されたのは　1/8(月) 12:39配信　埼玉新聞　埼玉県さいたま市**

**カンピロバクター**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/19018a0060b20292ffa64239427feac0a8f73ec9>

**（令和6年1月5日発表）食中毒事件の発生について****埼玉県さいたま市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/014/008/003/012/010/p112245.html>

　1 事件発生の探知

令和5年12月28日(木曜日)、埼玉県からさいたま市に「12月16日(土曜日)にさいたま市内の飲食店を3名で利用した県内在住者について、12月18日(月曜日)以降全員が腹痛、下痢等の症状を呈している。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

喫食者数：1グループ3名

患者数　：3名（10代男性2名、20代男性）（いずれも県内在住）

喫食日時：令和5年12月16日(土曜日)19時30分頃

発症日時：令和5年12月18日(月曜日)18時頃から令和5年12月19日(火曜日)12時頃

主な症状：下痢、腹痛、発熱

病因物質：カンピロバクター

原因食品：令和5年12月16日(土曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事

　　　　　　　（料理のメニュー）

　　　　　　　焼鳥（ぼんじり、ねぎま）、鶏レバーのごま油あえ、豚骨ラーメン、ドリンク

原因施設：飲食店（見沼区）

3 上記施設を原因施設と断定した理由

・令和5年12月16日(土曜日)に当該施設で食事をした1グループ3名が、令和5年12月18日(月曜日)18時頃から令和5年12月19日(火曜日)12時頃までにかけて発症していること。

・発症者全員の共通食が当該施設で提供された食事に限定されたこと。

・発症者全員からカンピロバクターが検出されたこと。

・潜伏時間、症状等の疫学的事項がカンピロバクターによる食中毒と一致したこと。

・患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

処分年月日：令和6年1月5日(金曜日)

営業停止　：3日間（令和6年1月5日から令和6年1月7日まで）

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課　課長：小島　担当：小澤、岡崎、徳江

電話：048-829-1300内線：2930、2943、2944

**~~■~~岐阜市の沖縄料理店で食中毒　20代の男女3人が下痢など訴え**

**2024年1月3日 21時00分 (1月3日 21時14分更新)　中日新聞　岐阜県岐阜市**

**カンピロバクター**

<https://www.chunichi.co.jp/article/831899>

**★ウイルスによる食中毒★**

**■上野公園で開催の「牡蠣フェス」　相次ぐ体調不良…集団食中毒か**

**1/12(金) 11:42配信　TOKYO MX　台東区**

**調査中**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/592140e450c1cf6e586e07657908b9b0357b8c43>

**上野公園「牡蠣フェス」参加者がノロウイルス陽性「運営から謝罪あった」、体調不良の投稿相次ぐ　1/11(木) 18:20配信　弁護士ドットコムニュース****台東区**

**調査中**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/1d3f810f4003f2c83a6ce86a072127e8140fcfc5>

**上野公園「牡蠣フェス」参加者が下痢や嘔吐、「体調不良」の訴え続出…台東保健所「調査中です」　1/11(木) 12:02配信****弁護士ドットコムニュース　台東区**

**調査中**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/d7eac6733eac6a5eaaf5edcd64a248f0539b824a>

**牡蠣(カキ)フェス 2024（1月6日～8日 上野公園）**

**2024/01/06～2024/01/08　牡蠣フェス実行委員会**

<https://tokyofesta.com/23ku/10235/>

**■年末の宴会でノロウイルス食中毒　ホテル東日本宇都宮**

**1/12(金) 10:07配信　とちぎテレビ　栃木県宇都宮市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/ca34d448c473bb24fa9f7643abb4a1bf25894055>

**宇都宮のホテルで３２人食中毒　01月11日　21時17分　栃木 NEWS WEB**

**栃木県宇都宮市**

**ノロウイルス**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/utsunomiya/20240111/1090016598.html>

**ホテル東日本宇都宮で食中毒、32人下痢など発症　年末の宴会料理で**

**1/11 20:45　下野新聞「SOON」****栃木県宇都宮市**

**ノロウイルス**

<https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/842864>

**■パン食べて32人食中毒、14人からノロウイルス　明石のダンマルシェ工場製造　従業員からも検出　2024/1/11 18:07　神戸新聞MEXT　兵庫県明石市**

**ノロウイルス**

<https://www.kobe-np.co.jp/news/society/202401/0017214621.shtml>

**食中毒事件の発生について　2024 年（令和６年）１月 11 日**

**福祉局 あかし保健所 生活衛生課　兵庫県明石市**

**ノロウイルス**

<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/shise/koho/hodo/documents/20240111shokuchuudoku.pdf>

（概要）

令和６年１月３日（水）に、神戸市から「令和５年12月27日（水）から30日（土）にかけて、神戸市内の施設が調理した弁当と明石市内の施設が製造したパンを喫食した社員及びその家族において、調査協力が得られた13名が体調不良を呈している。また、弁当を食べずにパンのみを食べた者で３名が体調不良を呈しており、うち１名は、社員が持ち帰ったパンを喫食した家族である。」旨の連絡がありました。

調査の結果、これら有症者に共通する飲食物は、明石市硯町のパン製造施設「ダンマルシェ本社工場」が製造したパン以外にないこと、有症者14名及び従事者４名の便からノロウイルスが検出されたこと、有症者の発症状況が類似していること、また、本日、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、あかし保健所は、同施設が提供したパンを原因とする食中毒と断定し、同施設に対して１月11日（木）の１日間の営業停止を命じました。

なお、有症者については全員快方に向かっています。

（詳細）

１ 発生年月日　（初発） 令和５年 12 月 31 日（日）午前６時００分

２ 摂食者数　 97 名（男性 31 名、女性 66 名）

３ 有症者数　 32 名　※男性９名（22 歳～62 歳）女性 23 名（６歳～73 歳）

４ 入院者数 　１名

５ 死亡者数 　０名

６ 主な症状 　下痢、おう吐、発熱、嘔気、腹痛等

７ 原因食品　 令和５年 12 月 27 日（水）から 12 月 30 日（土）にかけて原因施設が当該グループに提供した菓子パン

＜主なパンの種類＞

フレンチエッグ、黒豆づくし、粒あんパン、焦がしバターのメロンパン、ひとくち塩バターあんぱん、クリームパン、ピロシキ等

８ 原因施設

施設住所：明石市硯町３－４－２３

施 設 名：中市大福堂 ダンマルシェ

９ 病因物質 　ノロウイルスＧⅡ

10 潜伏時間 　12 時間から 54 時間まで（平均潜伏時間 33 時間 36 分）

11 措 置

（１）営業停止命令　令和６年１月 11 日（木）（１日間）

 　　　　　　　　　　　　　※当該施設は１月８日（月）から営業を自粛しています。

（２）検査等

 ア 検便（有症者） 18 検体（うち 14 検体からノロウイルスＧⅡ検出）

 イ 検便（従事者便） ６検体（うち４検体からノロウイルスＧⅡ検出）

（３）その他

 　　　　原因施設の清掃及び消毒の徹底

 　　　　調理器具、容器等の洗浄及び消毒の徹底

 　　　　調理従事者に対する衛生教育の実施

**■老舗人気レストランチェーン「とんでん」ノロウイルス食中毒発生　謝罪　当該店舗を11日まで営業停止　1/11(木) 12:07配信　スポニチアネックス****埼玉県鶴ヶ島市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/d2b9f06de51efe59244f8f394243ea53aa4fa811>

**「和食処とんでん」鶴ヶ島店（埼玉県鶴ヶ島市）で発生した 食中毒事故に関するお詫びとご報告　2024/1/9　とんでん株式会社**

[https://www.tonden.co.jp/notice/#12978](https://www.tonden.co.jp/notice/%2312978)

**食中毒を発生させた施設の行政処分を行いました　2024年1月9日16時　埼玉県鶴ヶ島市**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0708/news/page/news2024010901.html>

　1 行政処分の内容

坂戸保健所は、食中毒を発生させた(1)の営業者に対して、(2)の営業施設での営業停止の行政処分を本日行った。

(2) 営業施設

北海道生まれ和食処とんでん　鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市

(3) 営業の種類　飲食店営業

(4) 違反内容　食品衛生法第6条違反

令和6年1月1日（月曜日）に上記営業施設において調理提供された食事を喫食した20名中9名に対して、嘔吐、下痢を主症状とするノロウイルスによる健康被害を生じさせた。

(5) 処分内容　食品衛生法に基づく営業停止命令

ア 処分年月日 令和6年1月9日（火曜日）

イ 期間

令和6年1月9日（火曜日）から令和6年1月11日（木曜日）まで3日間

なお、営業者は令和6年1月6日（土曜日）から営業を自粛している。

(6) 病因物質 ノロウイルス

2 指導内容

坂戸保健所は営業者に対して、食中毒の再発防止を目的に、営業停止期間中、施設の消毒を指導するとともに調理従事者への衛生教育等を行う。

3 食中毒事件の概要

(1) 探知

令和6年1月3日（水曜日）川越市民から「令和6年1月1日（月曜日）に鶴ヶ島市内飲食店を利用した1グループ5名中4名が嘔吐、下痢の症状を呈している」旨の通報があり、坂戸保健所が調査を開始した。

(2) 調査結果（ 発表日現在 ）

ア 患者の発生状況等

(ア) 喫食者 20名（2グループ）

(イ) 患者 9名（男性4名、女性5名、20歳代から80歳代）

受診者4名、全員、快方に向かっている。

(ウ) 喫食日時 令和6年1月1日（月曜日）11時30分～12時30分

(エ) 初発日時 令和6年1月2日（火曜日）14時

(オ) 主な症状 嘔吐、下痢、吐き気、腹痛、倦怠感

(カ) 検査結果 患者7名及び従事者1名の便からノロウイルスが検出された。

(キ) 喫食メニュー

【店内グループ】　ねぎとろ巻き、茶わんむし、みそ汁

【テイクアウトグループ】

お持ち帰り鮨（まぐろ、ぶり、いくら、とびっこ、赤貝、たまご、えび、いか、サーモン、うに、中トロ、車エビ、かに、かずのこ、ほたて、つぶ貝、たい、ガリ）、フライドポテト、からあげ

イ 上記飲食店を食中毒の原因施設と断定した理由

(ア) 　患者7名及び従事者1名の便からノロウイルスが検出されたこと。

(イ) 　患者の主症状及び潜伏期間が、ノロウイルスによるものと一致したこと。

(ウ) 　患者の共通食が、原因施設で提供された食事に限定されること。

参考情報

　ノロウイルスによる食中毒は秋から冬にかけて多発する傾向がありますが、最近は通年で発生が確認されています。

　感染すると1～2日の潜伏期間の後、下痢、おう吐、発熱等の症状を起こします。症状は通常数日で回復しますが、乳幼児や高齢者など抵抗力の弱い方は重症化するおそれもあります。感染した人は症状が治まっても2週間以上便の中にウイルスを排泄します。

　　感染予防のポイントは、「手洗い」です。調理の前、食事の前、トイレの後には、必ず石鹸を使い十分な量の流水で手を洗いましょう。特に手洗いは、1回洗い流した後に、再度繰り返し洗う、「2度洗い」が効果的と言われています。調理をするときには、手指を介して食品を汚染することがありますので、手洗いを徹底しましょう。

　　また、カキ等の二枚貝は、十分に加熱(85℃～90℃、90秒以上)して食べましょう。

　アルコール消毒では十分な効果は期待できません。おう吐物などの消毒には、塩素系の消毒薬を使うか、熱湯消毒を行いましょう。

**■マーボー豆腐やギョーザで食中毒か…年末の利用客ら9人からノロウイルス検出　さいたまの飲食店、営業停止に　1/10(水) 8:50配信　埼玉新聞　埼玉県さいたま市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0a2f08220d4db0e872bc51fafb69ad8261837650>

**（令和6年1月9日発表）食中毒事件の発生について　2024/1/9　埼玉県さいたま市**

**ノロウイルス**

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/014/008/003/012/010/p112310.html>

　1 事件発生の探知

令和6年1月3日(水曜日)、さいたま市内の飲食店利用者から市保健所に「12月31日(日曜日)に8名で当該店舗を利用し、8名全員が1月2日(火曜日)から嘔吐、下痢等の症状を呈している。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

喫食者数：2グループ11名

　　　　　最初に探知したグループ（グループA）…8名

　　　　　調査開始後に別途連絡のあったグループ（グループB）…3名

患者数：10名

　　　　グループA…8名

　　　　グループB…2名

　　

　・居住地：さいたま市5名、茨城県1名、埼玉県2名、東京都1名、神奈川県1名

・喫食日時：グループA…令和5年12月31日(日曜日)18時30分頃

　　　　　　　グループB…令和5年12月29日(金曜日)18時00分頃

・発症日時：グループA…令和6年1月1日(月曜日・祝日)18時頃から令和6年1月2日(火曜日)20時頃

　　　　　　　グループB…令和5年12月30日(土曜日)15時頃から令和6年12月31日(日曜日)5時頃

・主な症状：下痢、腹痛、発熱

・病因物質：ノロウイルス

・原因食品：令和5年12月29日(金曜日)及び令和5年12月31日(日曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事

　　　　　（料理のメニュー）麻婆豆腐、餃子など

・原因施設：

営業施設　餃子人家（さいたま市）

　　　　　営業の種類　飲食店営業

3 上記施設を原因施設と断定した理由

・令和5年12月29日(金曜日)に当該施設で食事をした1グループ3名のうち2名が、令和5年12月30日(土曜日)15時頃から令和5年12月31日(日曜日)5時頃までにかけて発症していること。また、令和5年12月31日(日曜日)に当該施設で食事をした1グループ8名のうち8名が、令和6年1月1日(月曜日・祝日)18時頃から令和6年1月2日(火曜日)20時頃までにかけて発症していること。

・発症者10名の共通食が当該施設で提供された食事に限定されたこと。

・発症者のうち7名及び従業員2名からノロウイルスが検出されたこと。

・潜伏時間、症状等の疫学的事項がノロウイルスによる食中毒と一致したこと。

・患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

・処分年月日：令和6年1月9日(火曜日)

・営業停止　：3日間（令和6年1月9日から令和6年1月11日まで）

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課　課長：小島　担当：小澤、岡崎

電話：048-829-1300　内線：2930、2943、2944

**■愛知・西尾の「じへい風越店」でノロウイルス食中毒　21人が下痢や吐き気**

**2024年1月8日 20時27分　中日新聞****愛知県西尾市**

**ノロウイルス**

<https://www.chunichi.co.jp/article/834344>

**食中毒の発生について　2024/1/8　愛知県西尾市**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/syokuchuudoku240108.html>

処分年月日　2024/1/8

業種等　飲食店営業

施設の名称　じへい風越店

施設所在地　愛知県西尾市

原因食品　刺身、煮魚、焼肉、鮎の塩焼き、豆腐ステーキ、赤出汁、茶碗蒸し、フライ、酢の物、アイスクリーム、ご飯、漬物

病因物質　ノロウイルス

行政処分等の内容　営業の禁止

適用条項　食品衛生法第6条違反

行政処分等の理由　食中毒病因物質に汚染された疑いのある食品を提供したこと

発症者数　21名

備考　発症者数は発表時点のものです

＊2024 年１月８日（月・祝）現在の本県における食中毒発生状況（本件含む。）



**■患者は5歳から88歳の男女65人　吉野川市の飲食店で食中毒発生　店は4日間の営業停止処分【徳島】　1/8(月) 19:16配信　JRT四国放送　徳島県吉野川市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/941d4405cdb9d4f1631355b5318a4efeed848d2b>

**すし店でにぎり寿司など食べた5歳の子どもら65人が食中毒『嘔吐や下痢の症状を訴え』7人の便からノロウイルス検出　4日間の営業停止処分　徳島・吉野川市**

**1/8(月) 12:51配信　MBSニュース****徳島県吉野川市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/028f550aa25c7c396ebab4715602e1867544bb7c>

**食中毒事件の発生について　2024/1/8　徳島県吉野川市**

**ノロウイルス**

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2024010700024/>

　　県内で発生した食中毒事件について、次のとおりお知らせします。

１．原因施設

名　称　　　　　入駒

営業所住所地　　吉野川市

業　種　　　　　飲食店営業

２．原因食品の喫食者数および有症者数（１月８日(月）９時現在）

喫食者：１０８名（１３グループ）

有症者：６５名（男：３５名（６歳～７９歳）　女：３０名（５歳～８８歳））

３．主 症 状　嘔吐、下痢、発熱等（入院者なし）

４．原因食品　当該施設が１月２日（火）及び３日（水）に調理・提供した食事

５．原因物質　ノロウイルス（Ｇ２）

６．発症者の主な喫食メニュー　刺身、にぎり寿司、さば棒寿司、だし巻き卵、天ぷら等

７．その他（注意喚起）

 ・ノロウイルスによる食中毒は、１年を通して発生し、特に秋から春先にかけて、毎年全国的に多発しています。

　　・ノロウイルスに感染した調理従事者の手を介して食品が汚染され、食中毒となった事例が多くあるため、体調不良者は調理に従事しないことが大切です。

　・ノロウイルスは感染力が強く、家庭や職場等での人から人への感染（二次感染）のおそれがあるため注意が必要です。また、症状がなくても、ウイルスを保有している場合がありますので、手洗いの徹底をお願いいたします。

**■岐阜市の焼き肉店で食中毒　新たに２４人が症状訴える、計１１９人に**

**1/10(水) 20:52配信　ぎふチャンDIGITAL　岐阜県岐阜市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/86a1167b011e65443792815c7a4ad5ec6d6d7b13>

**5歳児含む客95人が下痢や嘔吐…焼肉店で「食中毒」食事した客の便からノロウイルス検出 店は営業禁止処分　1/8(月) 6:15配信　東海テレビ****岐阜県岐阜市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/079f7b2b64505ea0d4d8890349c3329456766d0d>

**21組中19組が発症　焼肉店でノロウイルスが原因とみられる集団食中毒　発症したのは5～84歳の計95人　1/7(日) 14:38配信　CBCテレビ　岐阜県岐阜市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/3084626fbb2c770f3d7e39206339df5e70f8a048?source=sns&dv=pc&mid=other&date=20240107&ctg=loc&bt=tw_up>

**■食中毒で3日間営業停止　諫早市の宿泊施設内の飲食店　長崎県発表**

**2024/01/07 [10:50]　公開　長崎新聞　長崎県諫早市**

**ノロウイルス**

<https://www.nagasaki-np.co.jp/kijis/?kijiid=1116545712477651715>

**刺し身など食べた男女１７人が食中毒、下痢や嘔吐…調理従事者らの便からノロウイルス検出**

**1/7(日) 12:14配信　読売新聞オンライン　長崎県諫早市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0571be6fee4884d7f21740d1838c1c85b5112ff2>

**■食中毒の発生について（令和6年1月5日）　千葉県富里市**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/press/r060105.html>

　概要

令和5年12月31日（日曜日）午前10時頃、富里市内の医療機関から「12月28日（木曜日）に成田市内の飲食店を利用した複数名が下痢、嘔吐等の食中毒様症状を呈している。」旨の連絡が印旛保健所にあり、調査を開始した。

調査の結果、12月28日（木曜日）に成田市内の飲食店「四季彩　れんま」を利用した3グループ29名のうち、12名が下痢、腹痛、吐き気等の症状を呈し、5名が医療機関を受診していることが判明した。

患者に共通する食事は、当該施設が調理、提供した食事に限られており、患者及び従事者の便から食中毒の病因物質であるノロウイルスが検出されたこと、患者の発症状況がノロウイルスによるものと一致したこと、患者を診察した医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、本日、印旛保健所長は、当該施設を原因施設とする食中毒と断定し、営業停止処分を行った。

なお、患者は全員快方に向かっている。

1 喫食者数　29名（調査中）

2 患者数　12名（調査中）　（内訳）男性8名（23～62歳）　女性4名（19～42歳）

3 受診状況　医療機関受診者5名、入院患者なし

4 主な症状　下痢、腹痛、吐き気

5 発症日時　令和5年12月29日（金曜日）午後6時頃から

6 原因施設

所在地：成田市

屋　号：四季彩　れんま

業　種：飲食店営業

7 原因食品　12月28日（木曜日）夜に当該施設で調理、提供された食事

（主な献立）サラダ、お造り3種盛り、鶏ときのこの味噌バター鍋　等

8 病因物質　ノロウイルス

9 行政措置　営業停止3日間（令和6年1月5日から1月7日まで）

参考

令和5年度食中毒事件発生状況（令和6年1月5日現在速報値）

　　

**■食品衛生法違反者等の公表　2023/12/30　台東区**

**ノロウイルス**

<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/kenkokikikanrieisei/food/syokuhineisei/ihansha.html>

　公表年月日　令和5年12月30日

施設の名称　肉と日本酒

施設所在地　東京都台東区

業種等 飲食店営業

（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定による従前の営業）

不利益処分等を行った理由 食中毒

（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。）第6条第3号違反により、第55条を適用）

不利益処分等の内容　令和5年12月30日から7日間の営業停止命令

原因食品　12月17日（日曜日）に「肉と日本酒」で提供された食事

病因物質　ノロウイルスGⅠ

患者数 1グループ7名

**■****大村の飲食店で５４人が食中毒　２日間営業停止**

**12/30(土) 10:11配信　長崎新聞　長崎県大村市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/87a53f79465a50185286d172310ed3e123bdd491>

**長崎県大村市の飲食店2店舗で食中毒発生　54人に下痢・嘔吐等の症状　有症者の便からノロウイルス検出　12/29(金) 14:24配信　NBC長崎放送****長崎県大村市**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/a6ca0cf742b03daceaeddefde0c022e393beba6e>

**■食中毒の発生について　2023/12/28　広島県広島市**

**ノロウイルス**

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/houdou/houdou/365707.html>

　1　事件の概要

　令和５年１２月２６日(火曜日)１６時３０分頃、市民から「１２月２２日(金曜日)に職場の忘年会で市内の飲食店を利用し、複数名が体調不良である」との連絡があり、調査を開始した。

　調査の結果、患者らは１２月２２日(金曜日)夜に中区の飲食店「ＳＵＳＨＩ＆ＷＩＮＥＤＩＮＩＮＧ ＴＥＮＴＯ」を１グループ３０名で利用し、うち１７名が１２月２３日(土曜日)８時から１２月２４日(日曜日)１６時にかけて、下痢、嘔気、発熱、嘔吐等を発症していた。

　患者の共通食は、当該飲食店での食事以外になく、患者１０名の便からノロウイルスが検出されたこと、医療機関から食中毒患者の届出があったことから、広島市保健所は、当該飲食店で提供された食事を原因とする集団食中毒と判断し、１２月２８日(木曜日)、当該飲食店の営業者に対して、営業の禁止を命令した。

2　患者の状況

1. 患者数　１７名：入院なし
2. 主症状　下痢、嘔気、発熱、嘔吐等

3　原因施設

1. 施設名　ＳＵＳＨＩ＆ＷＩＮＥＤＩＮＩＮＧ　ＴＥＮＴＯ(スシアンドワインダイニング　テント)
2. 営業の種類　飲食店営業
3. 営業所所在地　広島市中区中町１番１９号

4　原因食品　令和５年１２月２２日(金曜日)夜に提供された食事

　季節の宴コース

（カニのシーザーサラダ、刺身盛り合わせ、蒸し牡蠣、魚の煮付け、牛のステーキ、穴子の天ぷら、エビとホウレン草のパスタ、デザート、握り寿司）

5　病因物質　ノロウイルス

6　保健所の対応

1. 患者の発症状況及び喫食状況等の調査
2. 原因施設の立入調査・指導
3. 検体採取（検査機関：広島市衛生研究所）

　　

**★寄生虫による食中毒★**

**■刺身に胞子状の寄生虫か…福島市高湯温泉のホテルの宿泊客101人が食中毒症状訴える**

**1/11(木) 17:23配信　福島中央テレビ　福島県福島市**

**クドアセプテンクタータ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/f498bb694c269a7c095cf712e75d5b32e8d63294>

**ホテル宿泊客１０１人食中毒 福島市 運営会社を営業停止処分**

**01月11日　16時46分　福島 NEWS WEB　福島県福島市**

**クドアセプテンクタータ**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/fukushima/20240111/6050024999.html>

**【速報】福島市のホテルで101人食中毒　ヒラメの寄生虫「クドア」原因か、下痢や嘔吐の症状　1/11(木) 15:39配信　TUFテレビユー福島****福島県福島市**

**クドアセプテンクタータ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/fba09f5b8231c5cacca382cc6091ee3c2d81953b>

**★自然毒による食中毒★**

**■80代女性がフグで食中毒　呉市　2024/1/10　中國新聞デジタル　広島県呉市**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/409092>

**フグによる食中毒の発生について（情報提供）　2024/1/10　広島県呉市**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://www.city.kure.lg.jp/uploaded/attachment/88629.pdf>

　１ 事件の概要

令和６年１月１０日（水）午前８時５０分頃，医療機関から呉市保健所に「フグによる食中毒患者１名を診察した。」旨の通報があり，調査を開始した。

調査の結果，令和５年１２月下旬に知り合いから譲渡されたフグを令和６年１月９日（火）の朝食として調理し，喫食したところ，めまい，嘔吐，麻痺の症状を呈したため，呉市内の医療機関に搬送され入院した。

患者を診察した医療機関の医師から食中毒患者の届出があったこと，患者の喫食状況及び発症状況からフグによる食中毒と判断した。

２ 患者の状況

(1) 患 者　１名（８０代女性・呉市在住）：軽症で現在快方に向かっている。

※喫食者は患者１名のみ

(2) 主症状　めまい，嘔吐，麻痺

(3) 発症日時　令和６年１月９日（火）午前１０時頃

３ 喫食・発生場所　家庭

４ 原因食品　フグ（種類不明）※知り合いから譲渡されたフグを自ら調理し喫食

５ 病因物質　フグ毒「テトロドトキシン」（推定）

６ 保健所の対応

(1) 医療機関への聞取調査

(2) 患者・家族への聞取調査

７ 参考（呉市内でのフグによる食中毒発生状況）

 令和４年度 １件(１名)，令和３年度 １件(１名)，令和２年度 ２件(３名)

【報道機関へのお願い】

報道の際は，フグによる食中毒を予防するため，以下の呼びかけをお願いします。

・フグの毒は，テトロドトキシンと呼ばれ，その強さは青酸カリの1000倍以上ともいわれる猛毒です。

・フグ毒は，加熱や水さらしをしても無毒化しません。

・フグの毒力は，種類やとれた時期などによって異なります。

・近年，釣り人などの素人によるフグの処理，調理による食中毒が発生しています。

・自分で釣ったフグを他人にあげないようにしましょう。

・処理には専門的知識が必要です。素人調理は大変危険ですので絶対にやめましょう。

**★化学物質による食中毒★**

**■**

**★細菌による感染症★**

**■腸管出血性大腸菌感染症患者の発生について　2023/12/28　岡山県岡山市**

**感染症　腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）**

<https://www.city.okayama.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000055/55461/20231228_kansen.pdf>

　１ 発 生 日　発生 令和５年１２月２２日（金） 速報 令和５年1２月２８日（木）

２ 患 者 数　１名 （男、小学生）

３ 概 要

(1)経 過

１２月２２日（金） 患者（備前保健所東備支所管内）は、発熱及び腹痛の症状を呈したため、備前保健所東備支所管内医療機関（診療所）を受診。

１２月２５日（月） 患者は症状が改善しないため、岡山市内医療機関（病院）を受診し、同日入院。

１２月２７日（水） 検査の結果、腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）によるベロ毒素産生が確認されたため、岡山市保健所に届出。

(2)その他

 　　　・患者は入院中だが、症状は軽症化している。

 　　　・感染源は不明。

 　　　・現在のところ散発事例と考えている。

４ 参 考（患者発生状況）

　　

**★ウイルスによる感染症★**

**■行事等のお知らせ(No.00052024)　公開日 2024年01月11日　高知県**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www.pref.kochi.lg.jp/press1/2024011000031/>

　1.行事名　ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生事例について

2.日時　2024年1月11日

3.場所

4.知事の出席　無

5.副知事の出席　無

6.取材ポイント

　　今シーズン\*最初のノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生事例が確認されました。 冬季に流行する感染性胃腸炎は、ウイルスを原因とするものが多く、毎年12月から翌年1月 を発生のピークとして急激に患者数が増加する傾向があります。

　特にノロウイルスは感染力が強いため乳幼児施設や社会福祉施設など集団生活の場で注意が必要です。

　　これからの時期、ウイルスを原因とする感染性胃腸炎が流行するおそれがありますので、 県民のみなさまに注意喚起します。

\*令和5年9月から令和6年8月を1シーズンとしています。

7.内容

(1)集団発生事例の概要

　　　　令和5年12月21日、幡多福祉保健所管内の高齢者施設から嘔吐、下痢及び発熱を主症状とする胃腸炎症状を呈している者が複数名いるとの連絡があり、幡多福祉保健所が疫学調査を実施しました。

　　　　調査の結果、職員に有症者はおらず入所者39名のうち15名が12月3日から18日にかけて嘔吐、下痢などの感染性胃腸炎の症状を呈し、そのうち13名が医療機関でノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断されました。入院した者や重症者はおらず、当該施設での感染は終息しています。

(2)予防対策と注意事項

①　食事の前やトイレの後には必ず手を洗いましょう。また、帰宅した時は十分な手洗い・うがいをしましょう。

②　下痢や嘔吐等の症状がある場合は、食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう。

③　患者のふん便や吐物には大量のウイルスが排出されるので、直接手で触らないようにしましょう。また、コップや食器の共用はしないようにしましょう。

④　子どもやお年寄りなど抵抗力の弱い方は、加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱して食べましよう。

⑤　床等に飛び散った患者の吐物やふん便を処理するときには、使い捨てのガウン(エプロン)、マスクと手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないように、吐物、ふん便をペーパータオル等で静かに拭き取ります。拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウム※(塩素 濃度約200ppm)で浸すように床を拭き取り、その後水拭きをします。

(3)ノロウイルスとは

　　　　手指や食品などを介して経口で感染し、ヒトの腸の中で増殖して嘔吐・下痢・腹痛・発熱などの症状を引きおこします。

　　　　ほとんどの方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは、重症化したり、吐ぶつを誤って気道に詰まらせて死亡することがあります。

　　　　発症後は手洗い及び吐物やふん便などの処理が重要になります。

(4)全国・高知県内の発生動向(感染性胃腸炎)

①　高知県内

定点医療機関あたりの報告数は、第52週（12月25日～31日）で2.77、最新の第１週(1月１日〜７日)で0.69と、注意報値(12.0)は超えておらず大きな流行は見られていません。 第１週において報告数の多い順は、須崎福祉保健所管内1.50、高知市保健所管内0.89、幡多福祉保健所管内0.60、安芸福祉保健所、中央東福祉保健所管内0.50となっています。（中央西福祉保健所では発生なし）

②　全国

定点医療機関あたりの報告数は、第51週（12月18日～24日）で6.52、第52週(12月25日～31日)で5.46となっています。

※定点医療機関とは

感染性胃腸炎は、感染症法に基づく五類感染症の小児科定点疾患で患者数を把握するため、全国で約3000の小児科を有する医療機関、県内では26医療機関を選定し、每週患者数の報告をいただいています。

※県内の感染性胃腸炎に対する基準値

注意報値:12.0、警報値20.0

担当課：健康対策課　係・担当者：健康対策課 濱田・宮地

電話：088-823-9677　E-Mail：130401@ken.pref.kochi.lg.jp

**■ノロウイルス検出　病院で『感染性胃腸炎』が集団発生　76人が下痢や嘔吐など訴える**

**1/10(水) 10:33配信　ＡＴＶ青森テレビ　青森県青森市**

**感染症　感染性胃腸炎**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/3b46c050ebef2063d0acd47bd6dc95a470a57afd>

**【詳報】病院で『感染性胃腸炎』が集団発生　一部の患者から『ノロウイルス』検出も病院の調理室や食事からは検出されず　感染者からうつった可能性**

**1/10(水) 11:51配信　ＡＴＶ青森テレビ　青森県青森市**

**感染症　感染性胃腸炎**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/05d17a3a9e9aac0b3dd79416b51489126ad70378>

**青森県立中央病院の入院患者56人に感染性胃腸炎の疑い**

**1/4(木) 10:42配信　青森放送****青森県青森市**

**感染症　感染性胃腸炎**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/92c49f4671963366abdaa2a415b1dae6beb5f327>

**青森県立中央病院における感染性胃腸炎の集団発生の検査結果が判明しました。　2024/1/10　青森県青森市**

**感染症　感染性胃腸炎**

<https://www.pref.aomori.lg.jp/release/files/2023/75217.pdf>

青森県中央病院における感染性胃腸炎の集団発生について



**青森県立中央病院に入院している患者への感染性胃腸炎が疑われる症状の確認について　2024/1/4****青森県青森市**

**感染症　感染性胃腸炎**

<https://www.pref.aomori.lg.jp/release/files/2023/75189.pdf>

今朝までに、青森県立中央病院の入院患者５６名に、嘔吐、下痢等の感染性胃腸炎が疑われる症状（中等症（点滴対応）１名、軽症５５名）が出現したことが確認されました（ １２月３１日 　１名、１月１日 １名、１月２日 ２０名、１月３日 ３４名）。

現在、青森市保健所による原因等の調査が行われているところであり、詳細につきましては、調査結果が判明し次第、改めてお知らせします。

なお、調査結果が判明するまでの入院患者への食事については、当院厨房での調理によらずに準備したもの（保存食等）を提供することとしています。

**★その他の感染症★**

**■**

**★違反食品・回収等★**

**■**

**★その他関連ニュース★**

**■新型コロナワクチン接種の132件を認定 - 厚労省の予防接種審査分科会**

**1/11(木) 14:14配信****医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/3a2ec4b2199bedc49f116d4e3c7c9989f7c15915>

**■新型コロナ患者報告数が6週連続増える、厚労省**

**1/10(水) 17:25配信****医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/848918b4f17733432715bf7e09f589d72eedb9e1>

**■3週連続でインフル患者減少、厚労省**

**1/10(水) 16:54配信****医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/195b0bbda0399432c2502b54d1d6924d66822bb7>

**■下水サーベイランス　2024/1/9　北海道札幌市**

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/surveillance.html>

　新型コロナウイルス

 

　ウイルス濃度は前週からほぼ横ばいで高い水準を継続しており、今後の動向に警戒が必要です。

　インフルエンザウイルス

 

　ウイルス濃度は前週から半減したものの、高い水準を維持しており、引き続き注意が必要です。

**■6週連続で東京のコロナ患者報告数増える**

**1/9(火) 16:38配信　医療介護ＣＢニュース**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/038e80a56330daccbe381ff34786b0db62fe85b7>

**■韓国製菓大手の人気商品から黄色ブドウ球菌検出　販売中止・回収措置**

**1/4(木) 10:30配信　朝鮮日報日本語版**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0ef53b50592ab6008dacef9771afc2df0817b5c4>